

税制改正のポイント

与党は12日まとめた2014年度税制改正大綱 (https://www.jimin.jpに全文掲載) で、来年4月の消費税率引き上げをにらみ、年収1000万円超の会社員の給与所得控除縮小や地方法人税の配分見直し、大企業の交際費課税の見直しなども決めた。主な改正項目をポイント解説する。(1面参照)

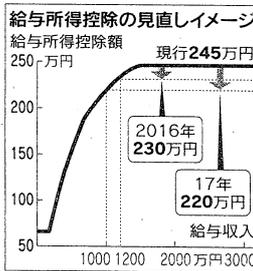
高所得層で縮小

給与所得控除

年収1000万円を超える会社員の所得税や住民税の負担が段階的に増える。2016年から年収2000万円超、17年以降は年収1000万円超の給与所得控除を縮小する。会社員の3・8%にあたる約172万人が影響を受ける見通し。国・地方を合わせた増収額は平年度で約1100億円に上る。

サラリーマンなど給与所得者は所得税や住民税の基礎となる課税所得を計算する際、給与収入から必要経費にあたる「給与所得控除」を差し引くことが認められている。控除額は収入に応じて65万、245万円に分かれている。現行の給与所得控除の上限額は年収1500万円超で245万円。これを16年に年収1200万円超で230万円、17年には年収1000万円超で220万円に下げ、給与所得控除を縮小すると、その分課税所得が増えるため、所得税は同年分、住民税は翌年度分から払う税額が増える。財務省の試算によると、夫婦と子ども2人の4人家族の場合、年収1500万円では現行に比べて16年分に7万円、17年分に降はさらに4万円税負担が増える。年収1200万円なら16年分は負担は増えないが、17年分に降は3万円の負担増になる。政府・与党が給与所得控除を縮小する理由の一つが、来年4月の消費税率8%への引き上げ。消費税率は低所得者ほど負担感が強い「逆進性」があるとされ、与党内で「高所得層にも負担増を求めるべきだ」との声が高まった。財務省も「控除額が実際の必要経費に比べて過大」と主張していた。

ただ具体的な縮小時期は景気への影響も配慮した。15年10月に消費税率の10%への再引き上げを予定しているため、16年以降とした。



給与所得控除の縮小による負担増 (所得税、住民税)

年収	現在の税負担	2016年	2017年
1200	170	0	3.2
1500	267	6.6	11
2000	486	6.6	11
3000	970	7.6	12.7
4000	1479	7.6	12.7
5000	2011	8.4	14
10000	4808	8.4	14

(注)単位は万円、夫婦と子供2人のケース
所得税は、15年から4536万円以上の年収層に45%の最高税率を新設

今後の税制変更のスケジュール

増税 減税 中立

- 2014年 1~2月 * 設備投資・買上げ減税を拡充
 - 3月末 復興特別法人税を廃止
 - 4月 消費税率8%に引き上げ
 - 住宅ローン減税を拡充 (17年12月末まで)
 - 自動車取得税を1~2%下げ
 - 10月 外国人旅行者向け消費税免税の拡充
 - 2015年 1月 相続税の基礎控除縮小、最高税率引き上げ
 - 所得税の最高税率引き上げ
 - 4月 軽自動車税(新車)1.5倍に引き上げ
 - 10月 消費税率10%に?
 - 自動車取得税を廃止?
 - 自動車税を環境性能に応じて見直し
 - 2016年 1月 年収1200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小
 - 2017年 1月 年収1000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小
- は企業向け。
※産業競争力強化法の施行にあわせ適用開始